

教育委員会部局

学力向上に向け「授業改善プラン」を作成・実行

本年度の「全国学力・学習状況調査」の結果概要をお知らせします。

本市の小学校6年生・中学校3年生の国語と算数・数学の正答率を平均すると、全体的には全国平均・県平均をやや下回る状況でした。

今回の調査で明らかになった本市の課題は、学校での個に応じた適切な学習指導の充実と、家庭学習の充実です。

本市の子どもたちの家庭生活は、学習時間が短く、家庭学習が不十分な傾向にあります。保護者の



懸命に授業を受ける生徒たち (邑久中学校)

の協力を得て家庭学習の習慣を定着させ、予習・復習などの充実を図っていく必要があります。

現在、各学校では、学校ごとの「授業改善プラン」を作成して実行に移しています。また、保護者に家庭学習について協力依頼をし、子どもたちの学力向上に向けての取り組みを始めています。

教育委員会も、学力向上プログラムへの協力など、学校や家庭での取り組みをバックアップしていきます。

学校施設の耐震診断結果により耐震化計画を策定予定

学校施設の耐震診断は、6小学校11棟、2中学校10棟、3幼稚園5棟の計26棟で、診断業務を実施しています。

震度6強以上の大規模地震で倒壊の危険性が高いとされるI・S値0・3未満の建物は、牛窓北小学校校舎、邑久小学校体育館の2棟。
国府小学校管理教室棟、邑久中学校全棟、牛窓東幼稚園園舎、邑久幼稚園園舎は、耐震性が確保されている、補強の必要はない見込みです。

その他の邑久小学校校舎、今城小学校体育館、玉津小学校体育館、裳掛小学校の特別教室棟を除く校舎、長船中学校校舎、牛窓西幼稚園園舎は、補強工事が必要になってくるものと思われまます。今後、診断結果により学校などの統廃合を勘案しながら、耐震化計画を改めて策定する予定です。

市民に親しまれる美術館づくりを進める

専門家を含めた皆さんから意見をもらいながら設計を進め、美術館・図書館の平面図・配置図などの基本計画がまとまりました。

この基本計画をもとに設計業務を進め、実施設計を完成させ

て今年度中に建築確認申請などを完了させる予定です。
10月に開催した「佐竹徳絵画展」でのアンケート調査の結果を踏まえながら、多くの皆さんからの貴重な意見を生かした市民に親しまれる美術館づくりを進めていきます。

中央公民館制を導入し職員集約を図る

教育委員会では、事務事業の効率化と一体的な業務の充実を図るため、21年度より市内3公民館や社会教育課スポーツ振興係について、職員体制の変更を予定しています。

公民館では、邑久町公民館を中央公民館に、牛窓町公民館・長船町公民館を地域公民館に位置づける中央公民館制を導入し、職員の集約を図ります。

また、スポーツ振興係は、各スポーツ施設に分散していたスポーツ担当職員を邑久スポーツ公園に一括集約。職員相互の緊密な協力体制をとり、休日に集中するスポーツ大会などで生じている時間外勤務の削減や職員の健康管理に対応していきます。

確定申告

申告書は自分で書いてお早めに

所得税・市県民税の申告相談が、2月16日(月)～3月16日(月)に行われます。申告が必要な人は、早めに必要な書類などを準備しましょう。

●還付申告は税務署で1月から受け付け

瀬戸内市役所での平成20年分の所得税確定申告に関する相談や申告の受け付けは2月16日からですが、還付申告は、税務署で1月から受け付けています。

還付申告書を早めに提出すると、税金の還付も早くなります。3月になると大勢の人が申告をするため、還付金の支払いに2カ月ほどかかる場合もあります。申告書は自分で書いて早めに提出してください。

●社会保険料控除の対象金額を確認しましょう

平成20年1月1日から12

月31日までに支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、所得税や住民税の控除の対象となります。

ただし、年金から直接差し引かれた場合は、年金受給者本人の控除となり、口座振替や納付書で支払った場合は、実際に支払いをした人の控除になります。

1年間の支払額が知りた人は、次の各係へ問い合わせてください。

- 国民健康保険税：税務課 ☎0869-22-1114
- 後期高齢者医療保険料：市民課 ☎0869-22-3958
- 介護保険料：いきいき長寿課 ☎0869-265926

●市県民税の住宅借入金等特別税額控除は申告を

平成19年に所得税と住民税の間で税源移譲が実施さ

れたことで、所得税から控除しきれなくなった住宅借入金等特別控除額を、翌年の住民税から控除することができまます。

この控除を受けるためには、毎年市役所へ申告をする必要がありまます。該当する人は、3月16日(月)までに申告してください。

●市県民税の公的年金からの特別徴収開始

公的年金受給者の納税の便宜や市県民税徴収の効率化を図るため、公的年金の所得にかかる個人住民税を、年金から差し引く制度(特別徴収)が平成21年10月から始まりまます。詳しくは、市税務課にお問い合わせください。

●問い合わせ先 市税務課

☎0869-22-1114

所得税と住民税の控除額

所得税と住民税では、所得から差し引くことができる控除額に違いがあります。具体的には、次のようになります。

場合(別契約に限る)	生命保険料控除		基礎控除		同居特別障害者加算		扶養控除			配偶者控除		配偶者特別控除		寡婦控除		障害者控除		控除の種類	
	①、②の両方がある	①、②の一方がある	個人年金	一般	同居老親	老人	特定	一般	老人	一般	38万円超 40万円未超 45万円未満	38万円	38万円	特別	一般	特別	普通		
合計で	最高5万円	最高1.5万円	最高5万円	最高5万円	38万円	35万円	58万円	48万円	63万円	38万円	36万円	38万円	48万円	38万円	27万円	27万円	40万円	27万円	所得税
合計で	最高2.5万円	最高1万円	最高3.5万円	最高3.5万円	33万円	23万円	45万円	38万円	45万円	33万円	33万円	33万円	38万円	33万円	26万円	26万円	30万円	26万円	住民税